

平成24年度特別支援教育 就学奨励費のお知らせ

小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、学用品等購入費や給食費等の一部を支給します。

対象 市内在住で、市内小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者

支給内容 学用品費等購入費・修新入学児童生徒学用品費・修学旅行費・校外活動費・給食費など

申請方法 6月以降、各学校から申請方法を連絡します。

その他 学用品等購入費と新入学児童生徒学用品費等の支給には、領収書等の提出が必要です。

問合せ 学務課学事係
(内線4243)

久喜市手話通訳者 認定試験のお知らせ

手話通訳者派遣事業のための、久喜市手話通訳者認定試験を行います。

試験日 3月4日(日)

場所 鷲宮総合支所庁議室

受験資格 原則として、1年以上の手話活動の経験があり、平成24年3月31日現在、満18歳以上の市内在住の方で、次の①②のいずれかに該当する方

- ① 手話通訳士の資格を有する方または手話通訳者全国統一試験に合格している方
- ② 久喜市手話通訳者養成講座

認定試験のお知らせ

の修了証をお持ちの方または同程度の技術を有する方は試験内容 筆記試験、手話の読み取り、手話表現、面接

申込期限 2月20日(月) 必着

申込方法・問合せ 申込書(障がい者福祉課、各総合支所福祉課、久喜市社会福祉協議会(配布)に必要事項を記入の上、直接、障がい者福祉課(内線3246) または各総合支所福祉課(菖蒲・内線141/栗橋・内線235/鷲宮・内線165)へ

特別障害者手当等制度のお知らせ

心身に重度の障がいがある方に対し手当を支給します。

① 特別障害者手当
対象 20歳以上で、心身の重度の障がいにより、日常生活で常時特別の介護を要する状態にある方(国民年金の1級程度)の障がい重複するなど著しく重度の障がい状態にある方またはそれと同程度以上と認められる方

② 障害児福祉手当
対象 20歳未満で、身体障害者手帳1級および2級の一部の方、療育手帳(A)の方、常時介護が必要な精神障がい者、その他これと同程度の方

③ 福祉手当(経過的措置)
対象 制度改正(昭和61年4月1日)以前に20歳以上で、制度改正前の福祉手当を受給していた方のうち、特別障害者手当も障害基礎年金も受けられない方

※施設入所の場合は除く
月額 1万4330円

注意 ①③の手当は、障がい者本人または扶養している方に一定額以上の所得がある場合は支給が停止されます。

問合せ 障がい者福祉課障がい者福祉係(内線3242)
/各総合支所福祉課(菖蒲・内線915/栗橋・内線237/鷲宮・内線163)

子ども手当の申請はお済みですか

申請手続きが必要な方

① これまでの子ども手当(子ども一人につき月額1万3000円)を受給していた方(10月末に申請書を郵送してあります。3月30日(金)までに申請をすれば、平成23年10月分から支給されます。)

② 出生などにより、新たに養育する子どもができた方

③ これまで子ども手当を受給していない、久喜市に転入した方

※②③に該当する方は、原則として、申請した翌月分から支給されます。

問合せ 久喜地区：子育て支援課医療手当係(内線3286) / 菖蒲地区：菖蒲総合支所福祉課(内線916) / 栗橋地区：栗橋総合支所福祉課(内線2336) / 鷲宮地区：鷲宮総合支所福祉課(内線166)



子ども手当認定請求書